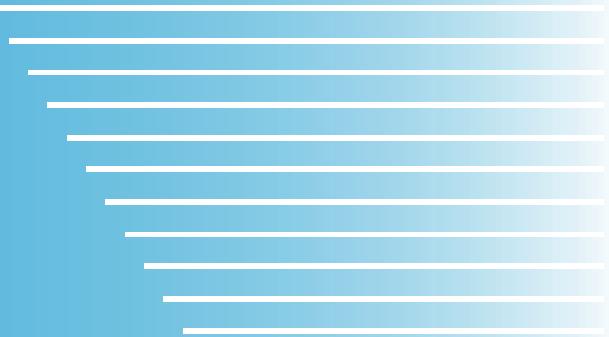


はじめに





はじめに

2005年（平成17年）に景観法（平成16年法律第110号）が全面施行され、市町村などが地域の特性を生かした良好な景観形成を推進していく環境が整えられました。

本市は、2006年（平成18年）12月に地方自治法に基づく市町村の建設に関する基本構想である「第四次福山市総合計画基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、将来都市像として掲げた「にぎわい しあわせ あふれる躍動都市 ～ばらのまち 福山～」の実現に向けて「自然と調和したうるおいとゆとりある環境と景観の形成」という基本施策のもと、景観形成に関する取組を進めています。

また、2008年（平成20年）8月には、都市計画法に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針である「福山市都市マスターplan（以下「都市マスターplan」という。）」を改定し、美しく風格のある都市の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に向け、中国・四国地方の拠点都市にふさわしい良好な景観形成をめざし、都市づくりを進めています。

福山市景観計画（以下「本計画」という。）は、景観法第8条に基づき、景観行政団体として本市が定める景観形成の基本的な指針となるもので、計画策定にあたっては、基本構想に即し、都市マスターplanに適合するとともに環境基本計画との調和を保つことが景観法に規定されています。本計画は、本市の景観特性や市民の皆様の意見などを踏まえて、景観づくりの基本的な考え方を定めるとともに、景観法の制度を活用した実効性のある取組について示すものです。

第四次福山市総合計画基本構想 市町村の建設に関する基本構想（地方自治法）

即する

福山市都市マスターplan 市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法）

（全体構想）

- 都市づくりの理念と目標
- 将来の都市構造と土地利用の方向
- 都市整備の基本方針

（地域別構想）

- 中央地域 ●東部地域
- 西部地域 ●南部地域
- 北部地域 ●北東地域

適合

福山市景観計画

（景観法 第8条）

- 景観計画の区域
- 良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物・樹木の指定の方針
- その他 良好な景観の形成のために必要なもの

福山市景観法施行条例

関連計画

景観計画の位置づけ

